

○奈良県警察教養細則（平成13年 9 月21日本部訓令第15号）

[沿革] 平成17年 9 月本部訓令第14号、19年 5 月第17号、31年 4 月第13号、令和 2 年 3 月第 4 号、
3 年 3 月第 9 号、12月第18号改正

奈良県警察教養細則（平成 5 年11月奈良県警察本部訓令第28号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 学校教養（第 6 条－第 9 条）

第 3 章 職場教養（第10条－第20条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、奈良県警察教養規則（昭和30年 4 月奈良県公安委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、奈良県警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下「警察職員」という。）に対する警察教養の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（警察職員の心構え）

第 2 条 警察職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

（警察教養の実施）

第 3 条 警察教養は、警察学校における警察教養（以下「学校教養」という。）及び職場における警察教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

（教養実施計画の策定）

第 4 条 奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）は、年度末までに教養重点を含めた翌年度の奈良県警察教養実施計画を定めるものとする。

（総合調整及び推進）

第 5 条 警務部長は、警察教養の総合調整及び推進に当たるものとする。

第 2 章 学校教養

（学校教養の課程）

第 6 条 学校教養の課程は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本課程

ア 初任科 新たに採用された巡査に対し、その職務の遂行に必要な基礎的な知識

及び技能を修得させ、並びに体力及び気力の錬成を図るための課程

イ 初任補修科 職場実習を修了した巡査に対し、その職務の遂行に必要な一層の知識及び技能を深め、並びに体力及び気力を一層充実させるための課程

ウ 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校巡査部長任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

エ 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校警部補任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

オ 部門別任用科 各部門に新たに任用される巡査部長又は巡査に対し、当該部門に関する基礎的な知識及び技術を修得させるための課程

(2) 専門課程

専科 警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある一般職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

(3) 一般職員課程

ア 一般職員初任科 新たに採用された一般職員に対し、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技術を修得させるための課程

イ 主任任用科 主任に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員に対し、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

ウ 交通巡視員養成科 一般職員初任科の課程を修了した交通巡視員に対し、その職務に必要な知識及び技能を修得させるための課程

（教授科目及び教養期間）

第7条 前条に定める各課程の教授科目及び教養期間については、別に定めるところによる。

（学校教養実施上の留意事項）

第8条 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 教養対象者の選定に当たっては、各課程の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。
- (2) 資質及び能力に優れた教官を養成し、効果的かつ効率的な教育訓練を行わせること。
- (3) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。
- (4) 視聴覚教材その他の教材を活用し、実際の事例又は想定事例に関する討議等によ

る演習を行う等効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。

(学校教養についての細部事項)

第9条 この訓令に定めるもののほか、学校教養の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第10条 所属長は、所属の警察職員（以下「所属職員」という。）の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

(教養責任者)

第11条 職場教養の効果的な推進を図るため、所属に教養責任者を置く。

2 教養責任者は、警察本部の所属にあつては次席（副隊長、副所長及び副校長を含む。）を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

(個人指導)

第12条 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち巡査部長（巡査部長相当職を含む。）以上の者にこれを行わせるよう努めなければならない。

2 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配意して、業務を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該所属職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(資料配布)

第13条 所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を有するマニュアルその他の資料を作成し、所属職員に配布するものとする。

(小集団活動の推進)

第14条 所属長は、少人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

(実務研修)

第15条 本部長は、必要に応じ、警察職員を他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務遂行を通じて、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるよう努めるものとする。

(職場実習)

第16条 警察署長は、初任科の課程を修了して警察署に配置された警察官に対し、実務能力を備えた地域警察官を養成することを目的として、職場実習を受けさせるものと

する。

- 2 前項の職場実習の実施要領については、別に定めるところによる。

（実戦実習）

第17条 警察署長は、初任補修科の課程を修了した警察官に対し、採用時教養終了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的として、実戦実習を受けさせるものとする。

- 2 警察署長は、実戦実習の修了に際し、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警察学校長と連携し、初任総合検討会を開催するものとする。

- 3 実戦実習の実施要領については、別に定めるところによる。

（体育及び術科訓練）

第18条 本部長は、警察職員の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るため、体育及び術科訓練を的確に実施するよう努めるものとする。

- 2 所属長は、体育を振興するとともに、現場における職権行使に当たる所属職員に対する実戦的な術科訓練を推進するものとする。
- 3 前2項の体育及び術科訓練の推進については、別に定めるところによる。

（その他の職場教養）

第19条 本部長及び所属長は、第12条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、適切な方法により職場教養を行うよう努めるものとする。

（報告）

第20条 所属長は、毎月の職場教養の実施結果を四半期ごとに取りまとめ、警務課長を経て本部長に報告するものとする。

- 2 所属長は、職場教養を実施した結果、顕著な効果が認められたとき又は特に参考となる事項があったときは、その都度、警務課長を経て本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成13年9月21日から施行する。

附 則 （平成17年9月20日本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の奈良県警察教養細則（平成13年9月奈良県警察本部訓令第15号）第16条の規定による職場実習を受けている者に対する教養については、なお、従前の例による。

附 則 （平成19年5月29日本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年5月29日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和2年3月10日本部訓令第4号）抄

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 （令和3年12月21日本部訓令第18号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。